

下記の業務について、企画提案に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和2年5月8日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

令和2年度 新型コロナウイルス感染症に係る情報発信業務

(2) 業務内容

県民向けに新型コロナウイルス感染症に関する情報をテレビ、ウェブを活用して発信する。（詳細は仕様書のとおり）

(3) 契約価格の限度額

20,100千円（税込み）

2 契約期間

契約締結日から令和2年11月30日まで

3 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県の一般業務に係る競争入札参加資格において、広告代理業務について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。
- (3) この公告の日から契約の日までの間に、静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止を受けている日が含まれないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 静岡県暴力団排除条例第6条第1項の規定により、次のアからキに該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約そ

の他の契約を締結している者

- (6) 静岡県内に本社又は営業所等の拠点を有する者であること。

4 選定基準

提出された書類に基づき、総合的に審査して決定する。

5 手続等

- (1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県庁東館4階 静岡県知事戦略局広聴広報課
電話番号 054-221-2976 FAX番号 054-254-4032
E-mail PR@pref.shizuoka.lg.jp

- (2) 企画提案実施要領及び仕様書の配布

ア 交付期間

令和2年5月8日（金）から令和2年5月14日（木）正午まで

イ 交付場所

上記(1)及び静岡県広聴広報課ホームページ
(<https://www.pref.shizuoka.jp/kikaku/ki-110/index.html>)

- (3) 提出書類等

ア 提出書類

参加資格確認申請書、宣誓書、企画書、見積書

イ 提出期限

参加資格確認申請書、宣誓書	令和2年5月14日（木）正午	郵送又は持参
企画書、見積書	令和2年5月18日（月）16時	郵送又は持参

ウ 提出場所

上記(1)に同じ

6 その他

- (1) 詳細は、企画提案実施要領及び仕様書による
- (2) 説明会は行わない。
- (3) プレゼンテーション審査は行わない。
- (4) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 照会窓口は、静岡県知事戦略局広聴広報課（電話番号054-221-2976）とする。